

議 案 第 13 号

字の区域及び名称の変更について

地方自治法第260条第1項の規定により、字の区域及び名称を別紙のとおり変更する。

平成23年9月1日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

紙敷土地区画整理事業の施行に伴い、当該事業区域内及び隣接する紙敷の一部の区域を東松戸一丁目、東松戸二丁目、東松戸三丁目及び東松戸四丁目に変更するため。